

Tax update

移転価格に関する新たなCircular発行
2010年5月



はじめに

国民の意見聴取を目的とした移転価格に関する複数のCircular草案の公表に続き、財務省は移転価格の現行規則であるCircular 117/2005/TT-BTCを修正するCircular 66/2010/TT-BTCを発行しました。

Circular 66は既存の移転価格規則と税務管理法(2007年7月1日より施行)および改正法人所得税法(2009年1月1日より施行)との整合性確保を目的としたものです。これに加え、Circular 117の発効以来、その現実的な適用に悪影響を及ぼすいくつかの問題点や懸念点が浮上したため、Circular 66ではこれらの点への対処を試みています

Circular 66の主要な変更点を以下に記しました。

主要な変更点

適用範囲

Circular 66は適用範囲を関連当事者間取引のある企業に限定しています。Circular 117とは異なり、Circular 66では個人を適用範囲に含めていません。

関連当事者の定義

Circular 66では「関連当事者」の定義に有限責任会社が含まれることを明記しています。これに関しては「株主持分」(Circular 117)という文言を「所有者持分」に置き換え、「株式」を有しない企業(有限責任会社)であっても持分を所有していれば関連当事者になりうるとしています。

これに加え、Circular 117で定めている関連の有無認定、すなわち別会社の「総資産」のうち20%を所有していれば関連当事者になるという規定はCircular 66から削除されています。

また、Circular 66では関係当事者の判定に関する追加的な基準を追加しています。そのため、他社の所有者持分のうち20%以上に相当する保証を付与するか融資を提供し、かつ当該融資が他社の中長期融資総額の50%超に相当する場合、両社は関連しているとみなされます。また、両社のそれぞれが第三者の所有者持分のうち20%以上を直接または間接的に保有する場合にも、両社は関連しています。

「重要な差異」の定義

Circular 66は「重要な差異」の定義を具体的に規定しています。それによると、取引した製品単価の1%以上の増減または粗利益率や利益率の0.5%以上の増減を誘発する全ての要因は重要な差異とみなされます。こうした要因が重要な差異を生む場合、比較可能取引の財務情報を適切に修正する必要があります。



重要な変更点(続き)

比較分析に関するガイダンス

このCircularでは、合算取引の場合には売値は全合算取引のうち最高値、買値は全合算取引のうち最安値とすることを強調しています。

一部特殊なケースの市場価格算出方法に関するガイダンス

Circular 66では、異例な売買取引における独立企業間の条件による価格の決定方法についてガイダンスを提供することを目指しています。このCircularは移転価格の修正に関し、次の如く規定しています。

売却取引の場合、価格、粗利益率、または利益率が四分位範囲の中間値を下回るのであれば、独立企業間の条件による価額は四分位範囲の中間値以上に相当する価額となります。その狙いは、国境間管理取引との関連でベトナム側の売手が独立企業間の条件による範囲の上限で代金の請求を行うことを義務づけることです。

購入取引の場合、価格が四分位範囲の中間値を上回るのであれば、独立企業間の条件による価額は四分位範囲の中間値以下に相当する価額となります。これにより、国境間管理取引との関連で、ベトナム側の買手が購入する物品・役務の価格は独立企業間の条件による範囲の中間値以下に限定されます。

なお、アーンスト・アンド・ヤングでは、この特定の条項をOECDの移転価格指針に収斂させるよう、その見直しを求める陳情書を税務当局に提出するつもりです。

外国語表示の証憑書類に関する要件

Circular 66では外国語書類のベトナム語翻訳文の公証を義務づけていません。ただ、企業は会計法の関連規定を順守し、その翻訳につき全責任を負います。

関連当事者間取引に関する情報の申告様式(付録01)

税務管理法との整合性を図るため、Circular 117に添付のAppendix 1 – GCN/HTQTにあるForm GCN-01/TNDNは、Appendix 1 – GCN/CCIにあるForm GCN-01/QLTに置き換わります。

新様式への変更点を以下に列挙しました。

- この様式は、各関連当事者との関連で、当事者間取引(固定資産および非固定資産を形成する物品に関する取引も含まれます)の各区分の移転価格算出方法の記載を義務づけています。
- この様式は、Circular 66の定義による住所や関係の種類など、関連当事者に関する詳細情報の開示を義務づけています。

Form GCN-01/QLTの作成方法に関するガイダンスも修正されました。その変更点の1つとして、様式上で申告を行う売上高と費用を参照する勘定科目番号(ベトナム会計システムに依拠)は除外されました。



重要な変更点(続き)

*Circular*の効力

Circular 66は2010年6月6日より発効します。これはCircular 117のほか、Circular 117の発効日変更に関する2006年1月4日付けDecision 37/2006/QD-BTCに取って代わります。

弊社による支援

アーンスト・アンド・ヤングでは、(1)「関連当事者間取引の年次申告書(Form GCN-01/QLT)」および(2)独立企業間の条件による関連当事者間取引および選択した移転価格算出方法の性質に関する同時作成証書類の作成のほか、(3)移転価格プランニングおよび支援で、専属の人材が支援を提供しております。

支援が必要であれば弊社まで即座にお問い合わせください。

お問い合わせ先

このブレティンと、アーンスト・アンド・ヤング・ベトナムが提供する
税務及び助言業務の詳細については、以下の担当者までお問
い合わせください。

ホーチミン市事務所

ナム・グエン パートナー

Nam.Nguyen@vn.ey.com

カルロ・ナバロ パートナー

Carlo.Navarro@vn.ey.com

ハノイ事務所

フーン・ヴー パートナー

Huong.Vu@vn.ey.com

このブレティンと、アーンスト・アンド・ヤング・ベトナムが提供する
移転価格業務の詳細については、以下の移転価格担当マネー
ジャーにも問い合わせることができます。

レア・グラシア・モリーナ マネージャー

Lea.Gracia.Molina@vn.ey.com

ファット・タン・グエン マネージャー

Phat.Tan.Nguyen@vn.ey.com

トー・ヴァン・トラン マネージャー

Tho.Van.Tran@vn.ey.com

日系企業担当

中島 敬仁

Takahito.Nakajima@vn.ey.com

安西 冬樹

Fuyuki.Anzai@vn.ey.com

ハウ ミー スアン カオ

Hau.My.Cao@vn.ey.com

Ernst & Young

Assurance | Tax | Transaction | Advisory

アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングはアシュアランス、税
務、取引、アドバイザリーのグローバルリーダー
です。世界中で活躍している14万4,000名の弊
社スタッフは、価値観を共有しながら一丸となっ
て、品質を絶え間なく追求しております。弊社の
スタッフ、顧客、それにより広範な地域社会が
そのポテンシャルを大いに発揮できるよう、弊
社は独自の取り組みを行っています。

アーンスト・アンド・ヤング・ベトナムでは、顧客
の目標達成を支援することにより、全ての顧客
に対する最高峰の品質の専門業務を提供する
ことに専念してまいりました。その一方で、弊社
と社員の成長願望を実現し、弊社が奉仕する
地域社会に前向きな変化をもたらすことを怠り
ません。

詳細につきましては、www.ey.comをご覧ください。

アーンスト・アンド・ヤングとは、アーンスト・アン
ド・ヤング・グローバル・リミテッドのメンバー
ファームからなるグローバルネットワークを指し
ています。個々の組織は分離独立した法人組
織となっています。また、アーンスト・アンド・ヤ
ング・グローバル・リミテッドは英国の有限責任
保証会社であり、顧客に対して業務を提供して
おりません。

©2010 Ernst & Young Vietnam Limited.
All Rights Reserved.
FEA no. 16000057

本書には要約形式の情報が含まれており、専ら一般
的ガイダンスとしての使用を意図しています。入念な
調査や専門家としての判断の代用になるものではあ
りません。Ernst & Young Vietnam Limited、あるいは
アーンスト・アンド・ヤングのグローバルネットワークを
構成するその他メンバーファームのいずれも、本書の
発行内容に依拠した行動または行動の不在によって
被った損失について一切責任を負いません。具体的
な事項に関しては貴社の適切なアドバイザーとご相
談ください。

www.ey.com/vn